

○ 開催日時 令和2年2月25日（火） 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 委員会室

○ 出席委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員9人）

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	鍋 康博
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

○ 欠席委員（農業委員1人） 12番 内菌 雄治

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第49号 農地法第3条許可申請について

議案第50号 「取下げ」

議案第51号 業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第52号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について

議 長	<p>只今より令和2年2月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は内菌雄治委員が欠席であります。錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に8番 安水委員と9番 元丸委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>先ず、議案第49号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第49号について説明します。</p> <p>先ず、受付番号20号の譲渡人はS・Hさん、S県在住の方です。</p> <p>申請地は神川字下石木場5868番1、地目は畑、地積は2,132㎡となっています。</p> <p>譲受人はS・Yさん、K市在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>S・Kさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地7,166㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です。</p> <p>次の受付番号21号の譲渡人は、M・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字堀ノ根6188番1、地目は畑、地積は3,950㎡となっています。</p> <p>譲受人はO・Tさん、O自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p>

	<p>○・Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地5,410㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、耕耘機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、8番 安水委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号20号について私の方から報告をいたします。</p>
1 番 宿利原委員	<p>このSさんの畑は、兄弟3人いて、Hは次男でYさんは長男ですが、Hさんの方がもう畑はいらないということで、長男の方に贈与したわけですが、何ら問題はないかと思しますので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>次に、受付番号21号について、8番 安水委員をお願いします。</p>
8 番 安水委員	<p>はい。受付番号21号について説明をいたします。この圃場は元々K・Tさんが耕作をしていました。地主のMさんが売りたいとKさんに相談を持ちかけてのですが、Kさんの方は買わないということでした。それでMさんが○・Tさんに話を持ちかけたとのことでした。譲受人の○・Tさんは、農地も農地周りも綺麗に定例をされており、何ら問題は無いと考えます。審議の程よろしくお願いたします。また、売買価格の方全部で〇〇万円ということでした。この圃場は面積的には4反近くで広いようになっているんですが、実際、この土地全部が畑ではなくて、木もあつたりで、大分狭いように感じられます。なお、この畑の周りは杉や雑木に囲まれており日当たりが悪いような状態でしたが、最近木を切る人が来て、周りが綺麗に切られておりまして大変良い場所になっているようでしたので、○さんの方も良かったのかなあと考えております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
1 番 宿利原委員	<p>この○さんの畑は、今、木を切つてすごく日当たりがよくなっているあの下あたりだったんですか。</p>

8 番 安水委員	そうです。Mさんが話をした時はまだ木があって、大分陰を差して、朝日がほとんど当たらないような状態だったんですが。
1 番 宿利原委員	すごく日当たりが良くなって、今日も見てきたんですが、木が切れたから明るくなって、別物みたいになって。
8 番 安水委員	今だったらもうちょっと頑張れたのかなぁと思いますが。
3 番 鍋委員	反当〇万円という所ですな。
8 番 安水委員	実際もうちょっと杉の所まで入った状態で、面積はそんだけは無いな感じです。
1 番 宿利原委員	谷底だったですね。
8 番 安水委員	北側も東側もほとんど、今、木が無くなって。
1 番 宿利原委員	土手の木を全部切れば、ものすごく日当たりが良くなるよね。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第49号を採決します。 お諮りします。 議案第49号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第49号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第51号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は24筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第51号のうち、受付番号385号から393号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第51号のうち、受付番号385号から393号までについて説明をいたします。</p> <p>まず、受付番号385号から387号までの貸し人はI・Hさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は385号が田代麓字溝下445番1、地目は田、地積は1,002㎡、386号が田代麓字溝下445番2、地目は田、地積は1,042㎡、387号が田代麓字溝下445番3、地目は田、地積は139㎡で、3筆の合計は2,183㎡となっています。</p> <p>貸付期間は令和2年3月1日から令和7年12月14日までで、小作料金は10a当たり5,000円となっています。</p> <p>次の受付番号388号、389号の貸し人はN・Tさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は388号が田代麓字池増926番2、地目は田、地積は579㎡、389号が田代麓字池増927番、地目は田、地積は1,046㎡で、2筆の合計は1,625㎡となっています。貸付期間は令和2年3月1日から令和7年12月14日までで、小作料金は全部で6,000円となっています。</p> <p>受付番号385号から389号までの借り人は、K・Kさん、S自治会在住</p>

の方です。

K・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者1名、小作地37,557㎡で、水稻、バレイショ、露地野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター3台、軽トラック2台、コンバイン、田植機、2tトラック各1台となっています。

この件の担当調査員は、3番 鍋委員です。

次の受付番号390号の貸し人はT・Sさん、T在住の方です。

申請地は神川字高城1582番1、地目は畑、地積は30,303㎡のうち15,000㎡となっています。貸付期間は令和2年2月26日から令和4年12月14日までで、小作料金は、150,000円となっています。

借り人は、O・Zさん、S自治会在住の方です。

O・Zさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地2,289㎡、小作地15,000㎡で、バレイショ、野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター2台、管理機4台、タイヤショベル1台となっています。

この件の担当調査員は、4番 鳥越委員です。

次の受付番号391号、392号の貸し人はS・Yさん、S自治会在住の方です。

申請地は391号が馬場字平家畑5973番1、地目は畑、地積は2,970㎡、392号が馬場字平家畑5975番1、地目は畑、地積は3,337㎡で、2筆の合計は6,307㎡となっています。貸付期間は令和2年2月26日から令和4年12月14日までで、小作料金は全部で40,000円となっています。

借り人は、S・Kさん、K自治会在住の方です。

S・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、雇用が3人で870日、自作地29,815㎡、小作地109,329㎡で、甘藷、キャベツを主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター4台、軽トラック3台、掘り取り機、ツル払い機各2台、タイヤショベル1台となっています。

次の受付番号393号の貸し人はD・Zさん、D自治会在住の方です。

申請地は城元字池ノ尾4623番3、地目は畑、地積は3,430㎡となっています。貸付期間は令和2年2月26日から令和4年12月14日までで、小作料金は54,000円となっています。

借り人は、H・Rさん、K自治会在住の方です。

H・Rさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地、小作地は

	<p>ありません。ゴボウを主体とした経営をされる予定です。農業機械についても借用の予定となっています。</p> <p>受付番号391号から393号までの担当調査員は、8番 安水委員です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号385号から389号までについて、3番 鍋委員をお願いします。</p>
3 番 鍋 委員	<p>はい。それでは385号から389号までの説明をいたします。</p> <p>今回の2件の案件はいずれも借り人は同じ方になります。最初の385号から387号ですが、これは昨年で利用権の設定契約が満了となりましたが、更新がされず新たな耕作者を探していたものです。場所は田代麓交差点を左折し池田方面へ向かって約300mほど先に行きますと、町営の釜牟田住宅が建っておりますが、この住宅の直ぐ裏側の水田となります。</p> <p>次の388、389号ですが、これは昨年11月にあっせんに挙がっていた案件になります。場所は田代麓の交差点から役場田代支所前を通り過ぎて行くと、少し先に駐在所がありますが、ここの所を左折して約600mほど進んだところ付近となります。今回の2件の借り人のKさんは、S在住の方で、水稻のほかレタス、バレイショ、キャベツ等と手広く作物を栽培されておられます。錦江町の定める要件、農地の利用状況、従事日数、また規模拡大にも前向きな意欲、それに後継者も就農されておられるなど、十分クリアされておられますので問題は無いと思います。</p> <p>最後に、最初の溝下の案件ですが、昨年一挙に1町4反歩ほどの契約終了の更新がなされない畑が発生しましたが、地元を中心に複数の方に相談しましたが、非常に厳しい状況でしたが、4番 鳥越委員や他の方の協力を得られまして、町の中心部の水田が遊休化になるのを防止できました。感謝しております。また、残りの圃場につきましては、耕作者が見つかったことで中間管理機構を通じて手続きがなされているところです。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号390号について、4番 鳥越委員をお願いします。</p>
4 番 鳥越委員	<p>はい。これは継続の案件で、O・Zさんと娘さんと奥さんと3人でバレイショを今年も作るということで、何ら問題は無いかと思しますので、よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号391号から393号までについて、8番 安水委員お願いします。</p>
8 番 安水委員	<p>はい。受付番号391、392号について説明をいたします。この圃場は元々S・Yさんが耕作をしていたのですが、労働力の低下で耕作するのが難しいとの相談があり、合意解約となりました。借り人のS・Kさんは認定農家でもあり、農業に一生懸命取り組んでおり、農地も綺麗にされており、何ら問題は無いと思います。</p> <p>次に受付番号393号について説明いたします。この圃場は元々D・Iさんが耕作されていたのですが、こちらの方も労働力の低下で耕作するのが難しいとの相談があり、合意解約がなされました。借り人のH・Rさんは新規就農者で、農業をやりたいと数年前にK市より錦江町に移住して来ました。現在、ゴボウや甘藷を作っていますが、まだまだやる気もありますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
4 番 徳永委員	<p>Hさんは親と一緒にいるんですか。</p>
8 番 安水委員	<p>うちで働いています。うちで働きながら、自分ののも耕作しています。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第51号のうち、受付番号385号から393号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p>

	<p>議案第51号のうち、受付番号385号から393号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議案第51号のうち、受付番号385号から393号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第51号のうち、受付番号394号から397号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第51号のうち、受付番号394号から397号までについて説明をいたします。 先ず受付番号394号の貸し人はY・Aさん、K自治会在住の方です。 申請地は城元字平田1166番1、地目は田、地積は1,141㎡となっています。貸付期間は令和2年3月1日から令和6年12月14日までで、小作料金は67,500円となっています。 借り人は、N・Yさん、F自治会在住の方です。 N・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、小作地5,013㎡で、ピーマンを主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、動噴、草払い機各1台となっています。 この件の担当調査員は、内菌推進委員です。</p> <p>次の受付番号395号、396号の貸し人はY・Rさん、I自治会在住の方です。 申請地は395号が田代麓字上川原迫1319番1、地目は畑、地積は431㎡、396号が田代麓字上川原迫1319番2、地目は畑、地積は3,590㎡で、2筆の合計は4,021㎡となっています。貸付期間は令和2年2月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は、395号が2,400円、396号が25,600円となっています。</p> <p>次の受付番号397号の貸し人はT・Kさん、I自治会在住の方です。 申請地は田代麓字上川原迫1318番1、地目は畑、地積は979㎡となっています。貸付期間は令和2年2月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は7,000円となっています。</p>

	<p>受付番号395号から397号までの借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>Y・Hさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地8,407㎡、小作地123,371㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター4台、ホイルローダー、モア、ロールペーラー、テッダー各1台となっています。</p> <p>受付番号395号から396号までの担当調査員は、折小野推進委員です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号394号について、内菌推進委員をお願いします。</p>
内菌推進委員	<p>はい。ここの田んぼは借り人のN・Y君より、あっせん申し出がありました。借りることになりました。</p> <p>借り人のN・Y君ですが、主にピーマンを作っておられまして、圃場周りも綺麗にされており、何ら問題は無いかと思っておりますので、審議の方をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号395号から397号までについて、折小野推進委員をお願いします。</p>
折小野推進委員	<p>はい。395号から397号までを説明します。この物件の場所は、田代麓岩崎永山団地の入り口になるんですけども、3筆とも同じ場所になります。このY・Hさんの方から、牛舎から100mも離れていないぐらいの場所だったのだから、前から貸して欲しいと申し込みがあったものですから、今までは私の方が借りていたんですけども、Y・H君も今、肉牛を主体として50頭ほどの牛をやっております。若いながら一生懸命やっていますので、大丈夫かと思って契約をしました。</p> <p>このT・Kさんの畑も、Y・Rさんののとほぼ引付いておるといような形です。だからまとめてもう一緒に借りてもらうことになりました。その前は私が借りていたんですけども合意解約をして、Y・Hさんの方に貸すことになりました。若いながらも一生懸命やっていますので、何ら問題は無いと思っております。よろしくをお願いします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第51号のうち、受付番号394号から397号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第51号のうち、受付番号394号から397号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第51号のうち、受付番号394号から397号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第51号のうち、受付番号398号から408号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第51号のうち、受付番号398号から408号までについて説明をいたします。</p> <p>受付番号398号から408号については、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。</p> <p>お手元の配分計画案をご覧ください。</p> <p>左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が協力金対象欄となっています。一番真ん中のところが従前の耕作者ということで、利用権設定契約という中で基盤法によるという記載があるものについては、基盤法から中間管理事業への乗り換えでございます。</p> <p>今回の貸付の始期は令和2年3月31日からということになります。</p> <p>説明については以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第51号のうち、受付番号398号から408号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第51号のうち、受付番号398号から408号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第51号のうち、受付番号398号から408号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第52号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第52号について説明します。</p> <p>受付番号8号の申請者は(株) T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>申請地は馬場字天松院ノ下1962番1、地目は田、地籍は1, 459㎡のうち120㎡と、馬場字天松院ノ下1962番3、地目は田、地籍は1, 465㎡のうち175㎡なっています。</p> <p>この申請は、農業用倉庫設置のための用途区分変更申請となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、7番 寺田委員です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、7番 寺田委員お願いします。</p>

<p>7 番 寺田委員</p>	<p>はい。ご報告申し上げます。今、事務局から説明がありましたとおり、農業用倉庫を作るために田から農業用施設用地への用途区分変更ということでございました。皆さんもご存じのとおり、T・Fさんは多くの農機具等を持っていらっしゃる訳ですが、現在のところ露天に駐車している状況でございます、本人も以前から農機具倉庫が欲しいというふうに言って、あちこち見つけていた訳ですけれども、それと農業用倉庫200㎡以下という条件等がありまして、小さな田圃を買っても作った残りをどんなふうに耕作をするかとか、色々なことを考えて見つけていたようですけれども、今度、Iさんに相談して譲っても良いということで話が進んだようでございます。農業振興農用地地域ですが、農業用施設ということで進めて問題は無いものと思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>現場はタイヨーの十文字がありますが、それから山手の方に進んで行きまして、昔、農協の米の育苗のハウスがありましたけれども、その部分の道路付きの所でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま担当調査員から調査報告がありました、質疑はありませんか。</p>
<p>2番 鈴 委員</p>	<p>いずれは買い受けるということですか。</p>
<p>7 番 寺田委員</p>	<p>まだわかりませんが、売っても良いよということだったらいいんですけども、この用途区分変更が終わってから5条申請なり、そういうことになると思います。</p>
<p>15番 平原委員</p>	<p>パイプラインが2つあるんじゃない。</p>
<p>7 番 寺田委員</p>	<p>2筆になっているので2つあるのかも。あそこは農協の育苗がタンクを作ってパイプラインから揚げて濾過して米の苗にかけていたから。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第52号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第52号については、「止むを得ないと判断する」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第52号については、「止むを得ないと判断する」という意見とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、令和2年2月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

8 番

9 番

議事録調整者 窪 和人